

## 物品売買契約条項

(総則)

- 1 受注者及び発注者は、契約書及び本契約条項(以下「契約書」という。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、図面等及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。
- 5 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約書及び仕様書等における期間の定めについては、本契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟については、千葉地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 1 第1条の2 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、事後すみやかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利の譲渡等)

- 1 第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(物品の納入及び納品書の提出等)

- 1 第3条 受注者は、物品を納入するときは、契約書記載の物品が特定できる項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は、原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

- 1 第4条 発注者は、前条第1項の規定により物品が納入されたときは、発注者の従業員をして検査をおこない物品を受領する。ただし、受注者が運送を第三者に依頼し納入をおこなうとき又は納入時に検査を行うことが出来ないときは、仮受領した後、7日以内に検査をおこない、物品を受領する。
- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは

分解又は試験により検査を行うことができる。

- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査の他、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、前三項の規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了と読み替えて前各項の規定を準用する。

(引換え又は手直し)

- 1 第5条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前二項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第3条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して7日以内に検査を行うものとする。
- 5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

- 1 第6条 発注者は、第4条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議のうえ、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 1 第7条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 1 第8条 受注者は、納入した物品の種類、品質、数量その他に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)があるときは、別に定める場合を除き、その補修、引換え、補足による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。この場合において、その履行の追完に過分の費用を要する場合であっても、契約不適合が重要ではない場合又は発注者の指示により生じたものである場合を除き、発注者は、履行の追完を請求することができるものとする。
- 2 前項の規定による発注者が指定した方法による履行の追完又は損害賠償の請求をするときは、不適合を知った時から1年以内にその旨の通知を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、納入時において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 4 第1項の規定により履行の追完を請求されたときは、受注者は、直ちに、履行しなければならない。また、第1項の規定により履行の追完に替え若しくは履行とともに損害の賠償を請求されたときは、受注者は、速やかに、その措置に応ずるものとする。
- 5 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに

代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 6 本契約においては、商法第526条及び民法562条第1項ただし書きは適用しない。

(納入期限の延長等)

- 第9条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

- 第10条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第4条第1項又は第5条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第5条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

- 第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、本契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

- 第12条 契約締結後において、天災事変、その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議のうえ、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払い)

- 第13条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき、又は第6条第2項の協議が成立したときは、契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。
- 3 発注者は、前二項の請求を受けたときは、その日から起算して頭書の支払条件により、契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して支払金額に年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 契約の履行に当たり、契約条項及び仕様書等に基づく発注者の指示に従わないとき又はその業務を妨害したとき。
  - (2) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。
  - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前各号の他、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (5) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。
  - (6) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約を納入期限内に履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が納入期限内の本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条又は第16条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (7) 第2条第1項に違反して契約金額債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、本件業務に既履行部分があるときは、契約代金から当該部分の契約代金相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

- (1) 第14条、第14条の2又は第20条の規定により本契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(中途解除)

第15条 発注者は、第14条第1項及び第14条の2に規定する他、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。この場合、発注者とあるのは受注者と、受注者とあるのは発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を直ちに解除することができる。

(1) 第11条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第11条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第17条 発注者は、この契約が目的物の納入前に解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を供給者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該引渡しを受けた部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第14条、第14条の2、第20条及び第21条の規定によるときは発注者が定め、第15条、第16条又は第16条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

第19条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している

者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。

(2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。

(3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。

(4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。

(5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る解除権等)

第20条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。

2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は第22条第1項第2号又は第3号に該当するとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第22条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があった

とされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。

(2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。

3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(疑義の決定等)

第23条 本契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、定めるものとする。